○中城村就学援助規則

平成29年3月17日 教育委員会規則第3号

改正 平成30年11月22日教委規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済 的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒(以下「児童及び生徒」 という。)の保護者に対し必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことによ り、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(就学援助の対象者)

- 第2条 就学援助を受けることができる者は、中城村内に居住する児童及び生徒の保護者若しくは次年度に小(中)学校入学を予定する児童生徒の保護者又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第9条第1項の規定により中城村立の小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に定める要保護者のうち、同 法第13条による教育扶助受給者
 - (2) 次のいずれかに該当し、前号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた者
 - ア 前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置 を受けた者
 - イ 前年度又は当該年度において、地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1 項の規定に基づき、市町村民税の非課税の措置を受けた者
 - ウ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項に規定する児童扶養手 当を受給している者
 - エ 世帯の収入が、別に定める基準額未満の者
 - オ その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者

(就学援助の費目等)

第3条 就学援助の費目は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 新入学児童生徒学用品費等(中城村内に住所を有し、次年度小(中)学校入学を 予定する児童生徒の保護者又は小(中)学校1年生の児童生徒の保護者であって、 前年度に新入学児童生徒学用品費等の交付を受けていない者に限る。)
- (5) 修学旅行費
- (6) 学校給食費
- (7) 医療費
- (8) PTA会費
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に係る就学援助の費目は、前項第5号及び第7号に規定するものに限るものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、政令第9条第1項の規定により区域外就学している児 童及び生徒の保護者に対する就学援助の費目は別に定める。

(援助の金額)

第4条 前条第1項各号に掲げる就学援助に係る援助金(以下「援助金」という。)の 額は、毎年度予算の範囲内において教育長が定める。

(就学援助の申請)

- 第5条 就学援助を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請書に必要な書類を添付し、児童及び生徒の在学する学校長(以下「校長」という。)を経て、教育長に申請しなければならない。ただし、校長を経由し難い事由がある場合は、教育長に直接申請することができる。
- 2 前項の規定に関わらず、申請者のうち次年度に小(中)学校入学を予定する児童生 徒の保護者は、別に定める申請書に必要な書類を添付し、教育長に申請しなければな らない。
- 3 前2項の規定による申請は、別に定める期日までに行わなければならない。 (認定及び通知)
- 第6条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査 を行い、認定の可否を決定しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、当該決定の内容を校長 及び申請者に通知するものとする。
- 3 認定の期間は、別に定める認定日から当該年度の末日までとする。 (援助金の給付)
- 第7条 援助金は、前条第1項の規定による認定を受けた者(以下「被認定者」という。) に対し直接支給する。ただし、被認定者が援助金の受領を校長に委任したときは、当 該援助金は校長に給付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第6号に規定する学校給食費の給付は中城 村学校給食共同調理場に支払う。また、第3条第1項第7号に規定する医療費の給付 についても、直接医療機関等に支払うものとする。

(辞退の届出)

第8条 被認定者が就学援助を辞退しようとするときは、校長を経て、教育長に届け出なければならない。ただし、校長を経由し難い事由がある場合は、教育長に直接届け出ることができる。

(認定の取消し)

- 第9条 教育長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り 消すものとする。
 - (1) 第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。
 - (3) 児童及び生徒が村外に転出したとき。
 - (4) その他援助の必要がなくなったとき。
- 2 前項第1号及び2号の規定により認定の取消しをしたときは、教育長は校長及び被認定者にその旨を通知するものとする。

(援助金の返還)

第10条 援助金の給付を受けた者は、返還を要しない。ただし、教育長は前2条の規定により就学援助の認定を辞退又は取り消したときは、既に給付した援助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月22日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。